

大田区高齢者アパート条例の一部を改正する条例について

1 対象とする条例

大田区高齢者アパート条例

2 条例改正理由

生活保護法による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者の使用料を、生活保護法による住宅扶助基準の特別基準額から基準限度額に改定するため、条例を改正する必要がある。

3 条例改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行日

令和2年7月1日

<新旧対照表>

新	旧
大田区高齢者アパート条例 平成25年3月15日 条例第17号	大田区高齢者アパート条例 平成25年3月15日 条例第17号
第1条から第26条まで (略)	第1条から第26条まで (略)
別表第1 (第1条関係) (略)	別表第1 (第1条関係) (略)
別表第2 (第6条関係)	別表第2 (第6条関係)
1 単身世帯用住宅 <u>(一部改正)</u>	1 単身世帯用住宅
2 2人世帯用住宅 <u>(一部改正)</u>	2 2人世帯用住宅
備考 <u>(一部改正)</u>	備考
付 則	
<u>この条例は、令和2年7月1日から施行する。</u>	

【新】

別表第2（第6条関係）

1 単身世帯用住宅

前年の収入	第二クスノキ荘の使用料	左記アパート以外の使用料
1,020,000円以下	5,000円	7,500円
1,020,000円を超え 1,340,000円未満	7,000円	9,500円
1,340,000円以上 1,540,000円未満	10,000円	12,500円
1,540,000円以上 1,740,000円未満	13,000円	15,500円
1,740,000円以上 1,940,000円未満	18,000円	20,500円
1,940,000円以上 2,190,000円未満	23,000円	25,500円
2,190,000円以上 2,440,000円未満	29,000円	31,500円
2,440,000円以上	前年の収入の20パーセントの額を12で除して得た額（1,000円未満は切り捨てる。）とする。ただし、2,190,000円以上2,440,000円未満の項中欄に掲げる使用料の2倍に相当する額又はアパート借上賃料相当額のうち、いずれか低い額を限度とする。	前年の収入の20パーセントの額を12で除して得た額（1,000円未満は切り捨てる。）に2,500円を加えた額とする。ただし、2,190,000円以上2,440,000円未満の項右欄に掲げる使用料の2倍に相当する額又はアパート借上賃料相当額のうち、いずれか低い額を限度とする。

【新】

2 2人世帯用住宅

前年の収入	使用料
1,020,000円以下	12,700円
1,020,000円を超え 1,340,000円未満	14,900円
1,340,000円以上 1,540,000円未満	17,500円
1,540,000円以上 1,740,000円未満	21,000円
1,740,000円以上 1,940,000円未満	25,200円
1,940,000円以上 2,190,000円未満	30,200円
2,190,000円以上 2,440,000円未満	36,200円
2,440,000円以上	前年の収入の20パーセントの額を12で除して得た額 (1,000円未満は切り捨てる。)に3,000円を加えた額 とする。ただし、2,190,000円以上2,440,000円未満の 項に掲げる使用料の2倍に相当する額又はアパート借 上賃料相当額のうち、いずれか低い額を限度とする。

備考

(1) 2人世帯の前年の収入については、それぞれの収入を合算するものとする。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の2の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める額とする。ただし、アパート借上賃料相当額を限度とする。

【旧】

別表第2（第6条関係）

1 単身世帯用住宅

前年の収入	第二クスノキ荘の使用料	左記アパート以外の使用料
1,020,000円以下	5,000円	7,500円
1,020,000円を超え 1,340,000円未満	7,000円	9,500円
1,340,000円以上 1,540,000円未満	10,000円	12,500円
1,540,000円以上 1,740,000円未満	13,000円	15,500円
1,740,000円以上 1,940,000円未満	18,000円	20,500円
1,940,000円以上 2,190,000円未満	23,000円	25,500円
2,190,000円以上 2,440,000円未満	29,000円	31,500円
2,440,000円以上	前年の収入の20パーセントの額を12で除して得た額（1,000円未満は切り捨てる。）とする。ただし、2,190,000円以上2,440,000円未満の項中欄に掲げる使用料の2倍に相当する額又はアパート借上賃料相当額のうち、いずれか低い額を限度とする。	前年の収入の20パーセントの額を12で除して得た額（1,000円未満は切り捨てる。）に2,500円を加えた額とする。ただし、2,190,000円以上2,440,000円未満の項右欄に掲げる使用料の2倍に相当する額又はアパート借上賃料相当額のうち、いずれか低い額を限度とする。
<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者</u>	<u>生活保護法による住宅扶助知事承認額。ただし、アパート借上賃料相当額を限度とする。</u>	<u>左記と同じ。</u>
<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の受給者</u>	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による住宅支援給付知事承認額。ただし、アパート借上賃料相当額を限度とする。</u>	<u>左記と同じ。</u>

【旧】

2 2人世帯用住宅

前年の収入	使用料
1,020,000円以下	12,700円
1,020,000円を超え 1,340,000円未満	14,900円
1,340,000円以上 1,540,000円未満	17,500円
1,540,000円以上 1,740,000円未満	21,000円
1,740,000円以上 1,940,000円未満	25,200円
1,940,000円以上 2,190,000円未満	30,200円
2,190,000円以上 2,440,000円未満	36,200円
2,440,000円以上	前年の収入の20パーセントの額を12で除して得た額 (1,000円未満は切り捨てる。)に3,000円を加えた額とする。ただし、2,190,000円以上2,440,000円未満の項に掲げる使用料の2倍に相当する額又はアパート借上賃料相当額のうち、いずれか低い額を限度とする。
<u>生活保護法による被保護者</u>	<u>生活保護法による住宅扶助知事承認額。ただし、アパート借上賃料相当額を限度とする。</u>
<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の受給者</u>	<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による住宅支援給付知事承認額。ただし、アパート借上賃料相当額を限度とする。</u>

備考 2人世帯の前年の収入については、それぞれの収入を合算するものとする。